

生駒市条例第 40 号

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例

(生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例(昭和 25 年 4 月生駒市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市立幼稚園保育料徴収条例

第 1 条及び第 2 条(見出しを含む。)中「及び入園料」を削る。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「及び入園料」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 3 歳から小学校 3 年までの者が同一世帯に 2 人以上いるとき。

第 5 条第 2 項中「及び入園料」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3 歳児	4 歳児・5 歳児
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円	0 円

B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)		5,670円	4,630円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみの世帯			
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,330円	6,300円
C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下		
C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下		
C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下		
C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下		
C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下		
C <sub>8</sub>		所得割額が254,401円以上305,600円以下		
C <sub>9</sub>		所得割額が305,601円以上		

備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。
- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

（生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正）

第2条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層	定義	3歳児	4歳児・5歳児

区分			
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)	2,300 円	4,630 円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ世帯	5,500 円	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円
C <sub>3</sub>		所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以下	9,700 円
C <sub>4</sub>		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以下	10,500 円
C <sub>5</sub>		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以下	11,400 円
C <sub>6</sub>		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以下	12,300 円
C <sub>7</sub>		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以下	13,300 円
C <sub>8</sub>		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下	14,400 円
C <sub>9</sub>		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- この表において「5 歳児」とは、学年の初めの日の前日において 5 歳に達している幼児をいう。
- この表において「4 歳児」とは、学年の初めの日の前日において 4 歳に達している幼児（5 歳児を除く。）をいう。
- この表において「3 歳児」とは、学年の初めの日の前日において 3 歳に達している幼児（5 歳児及び 4 歳児を除く。）をいう。
- 4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9 月分から翌年の 3 月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表の C<sub>2</sub> から C<sub>9</sub> までの階層における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

第 3 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義	3歳児・4歳児	5歳児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	2,300円	4,630円
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500円	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が59,400円以下	7,600円
C <sub>3</sub>		所得割額が59,401円以上77,100円以下	9,700円
C <sub>4</sub>		所得割額が77,101円以上121,100円以下	10,500円
C <sub>5</sub>		所得割額が121,101円以上164,700円以下	11,400円
C <sub>6</sub>		所得割額が164,701円以上211,200円以下	12,300円
C <sub>7</sub>		所得割額が211,201円以上254,400円以下	13,300円
C <sub>8</sub>		所得割額が254,401円以上305,600円以下	14,400円
C <sub>9</sub>		所得割額が305,601円以上	15,500円

## 備考

- この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。
- 4月分から8月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- この表のC<sub>2</sub>からC<sub>9</sub>までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

第 4 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	定義		
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯	0 円	
B	市町村民税が非課税の世帯(A 階層の世帯を除く。)	2,300 円	
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,500 円	
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯を除く。)であつて、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が 59,400 円以下	7,600 円
C <sub>3</sub>		所得割額が 59,401 円以上 77,100 円以下	9,700 円
C <sub>4</sub>		所得割額が 77,101 円以上 121,100 円以下	10,500 円
C <sub>5</sub>		所得割額が 121,101 円以上 164,700 円以下	11,400 円
C <sub>6</sub>		所得割額が 164,701 円以上 211,200 円以下	12,300 円
C <sub>7</sub>		所得割額が 211,201 円以上 254,400 円以下	13,300 円
C <sub>8</sub>		所得割額が 254,401 円以上 305,600 円以下	14,400 円
C <sub>9</sub>		所得割額が 305,601 円以上	15,500 円

備考

- 1 4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9 月分から翌年の 3 月分までの保育料にあつては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 2 この表の C<sub>2</sub> から C<sub>9</sub> までの階層における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から、第3条の規定は平成29年4月1日から、第4条の規定は平成30年4月1日から施行する。